

平成28年度

# 安全管理規程実施要綱

函館バス株式会社

## 「安全輸送の徹底・安心の提供」

### ■平成28年度 基本方針

#### 1. 使命である安全輸送の最優先

バス事業の運営に輸送の安全確保が最も重要であり、最大の使命とする

#### 2. 関係法令の遵守

安全への確保において、関係法令の遵守及び執務の厳正に努める

#### 3. 安心・快適な輸送サービスの提供

お客様へ安全・快適なサービスを提供し、地域に貢献する

輸送の安全に関する計画の策定、実行、評価、改善（Plan,Do,Check,Act）を確実に実施する。

### ■安全のための重点目標と実施項目

重点目標
① 指差呼称による安全確認
② 人身事故の撲滅
実施項目
① 重大事故（発進時の接触衝突・車内転倒等）防止策として、バス発進時における指差呼称確認を「交通安全運動期間中の乗務員個別指導」と当社独自の取組みである「事故防止会議」にて運転者教育を徹底して実施します。
② 歩行者・自転車の飛び出しなどの危険予測、車内事故（車内転倒・乗降客をドアで挟む等）、高齢者に関わる事故（バスのステップ乗降時・自転車運転時・道路横断時など）に関する事項の運転者教育の徹底を実施します。

### 【実施要綱 第一条】

安全管理規程（以下「規程」という。）第一条、第二条に基づき、年度末に取締役会（安全統括管理者を含む。）を開催し、次年度安全管理規程実施要綱を策定するものとする。

### 【実施要綱 第二条】

規程 第三条に基づき、社長はその趣旨を全社員に徹底するため年度初め（4月1日）に本社、各営業所及び出張所、子会社（函館バス商会㈱、エイチ・ビー観光㈱）に文書にて提示するものとする。

文書は運輸安全マネジメント委員会が作成し、取締役会の承認を得て、各部署及び各子会社に指示し、点呼、朝礼等で周知徹底する。

### 【実施要綱 第三条】

規程 第四条、第五条、第六条に基づき、計画・目標・実施・監査・改善を策定し、取締役会の承認を得るものとする。

上記の策定は運輸安全マネジメント委員会が作成し、取締役会の承認を得る。

### ■安全統括管理者

取締役統括部長 寺田 誠
--------------

### ■運輸安全マネジメント委員会

委員長	副委員長	委 員
内澤 博昭	早川 修二	金岩 祐也，坂元 耕平，大川 諒，谷川 志穂可，竹原 利亮， 茶谷 晃，多井作 修司，佐々木 和昭，小林 智昌，長谷 直也， 福田 学，長谷川 幸輝

### ■計画1

実施項目	実施日程	内 容
年5回の交通安全運動	春の全国交通安全（4月） 夏の交通安全（7月） 秋の全国交通安全（9月） 冬の交通安全（11月） 厳冬期の交通安全（2月）	①個人に対するの対面講習 ②研修資料作成 ③社員全員によるワッペン着用 ④壁新聞による社内啓蒙

### ■計画2

実施項目	委員会概要	審議内容
事故防止委員会	①毎月2日間開催 ※開催時間は各営業所による ②乗務時間外の運転者対象 ③起きた事故を検証し、事故防止のため全運転者と話し合いを行う ④事故防止委員会総括会議（議事進行について）	①運行管理者が議事進行を行う ②各営業所所長は運転者へ訓示を行う ③月毎の事故内容を検証し、防止策の意見を交換 ④事故削減目標を運転者と確認 ⑤ヒヤリ、ハットの意見の出し合い

■当社の事故状況（統計）

平成27年度は、自動車事故報告規則第2条に規定する事故件数は0件でした。

平成28年度も引き続き重大事故等0件の達成を目標にします。

自動車事故報告規則第2条に規定する以外の当社事故状況は以下のとおりです。

【事故件数】

	有責事故件数 【目標】	有責事故件数 【実績】	事故内容		無責事故
			物損事故	人身事故	
平成26年度	前年度40%減	58件	42件	16件	36件
平成27年度	前年度15%減	60件	48件	12件	45件
平成28年度	前年度15%減	前年度の目標を達成できなかったため15%減を目指す			

【平成27年度有責事故内容内訳】

	内 訳	平成27年度	平成26年度	前年比較
物損事故	追 突	0件	1件	▲1件
	接 触	48件	41件	7件
人身事故	車 内	9件	11件	▲2件
	その他	3件	5件	▲2件

【平成27年度事故原因】

	原 因	平成27年度	平成26年度	前年比較	平成28年度の目標
物損事故原因	周囲の確認不足	32	28	4	実績より周囲の確認不足及びスリップによる事故が多い為、一層の指差声出確認と速度を控えることを個別指導等で徹底指導の強化をはかる。
	冬道のスリップ	6	2	4	
	構内	7	7	0	
	その他	3	4	▲1	
	計	48	41	7	
車内事故原因	停車時	2	1	1	発進時の車内転倒が多発している為、立っている乗客へのアナウンスの徹底とスムーズな発車の指導徹底をはかる。
	発進時	4	6	▲2	
	走行時	1	1	0	
	急ブレーキ	2	3	▲1	
	計	9	11	▲2	

■当社の苦情状況（統計）

	27年度苦情	26年度苦情	前年比較	平成28年度の目標
接遇関係	11	17	▲6	27年度は苦情の減少に向け、また新幹線開業への乗務員の接遇向上を図るため指導を強化致しました。 この結果から接遇関係の苦情の減には至りましたが、運転マナーの指導教育や環境の見直しをさらに行い28年度は50%減に目標を設定します。
料金関係	1	2	▲1	
運転マナー	7	4	3	
運行の遅れ	1	1	0	
その他	9	18	▲9	
計	29	42	▲13	

## ■路上故障

	27年度件数	26年度件数	前年比較	28年度目標
制動関係	1	1	0	メンバー修理の徹底と配線回り、油漏れの点検を行います。前年対比で目標達成したため、28年度も10%減を目標とします。
駆動関係	1	2	▲1	
ワンマン機器	2	2	0	
その他(電気・温水)	15	14	1	
計	19	19	0	

## ■健康管理について

定期健康診断受診	アルコール検査機	薬物検査
①再診についての確認 ②生活習慣病の調査 ③血圧測定 ④無呼吸症候群の調査 ⑤医師による医療相談	①乗務員全員へのアルコール検査 ②始業点呼時 ③終業点呼時 ④中休点呼時 ⑤家庭への協力要請	①試薬による検査

### 【実施要綱 第四条】

規程 第七条に基づき、取締役会は、社長の最終的な責任、予算、体制の構築、安全統括管理者の意見を尊重、計画の実施の状況、監査の状況などを確認し、常に必要な改善を運輸安全マネジメント委員会に指示するものとする。

運輸安全マネジメント委員会、監査委員会が必要に応じて、取締役会に実施状況、監査状況を報告するものとする。

## ■監査委員

委員長	副委員長	委員
本庄 大輔	渡部 浩典	青嶋 隆

## ■予算

項目	金額	備考
健康管理費	2,850,000円	健康診断、医師による医療相談室
安全運転研修費	3,000,000円	研修資料、外部講師による研修
アルコール対策費	80,000円	飲酒運転防止インストラクター養成研修費用(2名)
教育費	50,000円	管理職研修費
事故対策費	600,000円	適性診断費、運行管理・整備管理講習費・各種講習
その他	50,000円	横断幕、通信費、安全祈願祭
計	6,630,000円	

### 【実施要綱 第五条】

規程 第八条、第九条に基づき、次の者を選任する。

- 一 安全統括管理者は取締役会において、バス事業部担当責任者の中から選任する。また、代行には運輸安全マネジメント委員長を充てる。
- 二 統括運行管理者は各営業所及び出張所、所長または所長代理を充てる。
- 三 運行管理者は各営業所及び出張所の運行管理者を充てる。
- 四 整備管理者は各営業所及び出張所の整備管理者を充てる。

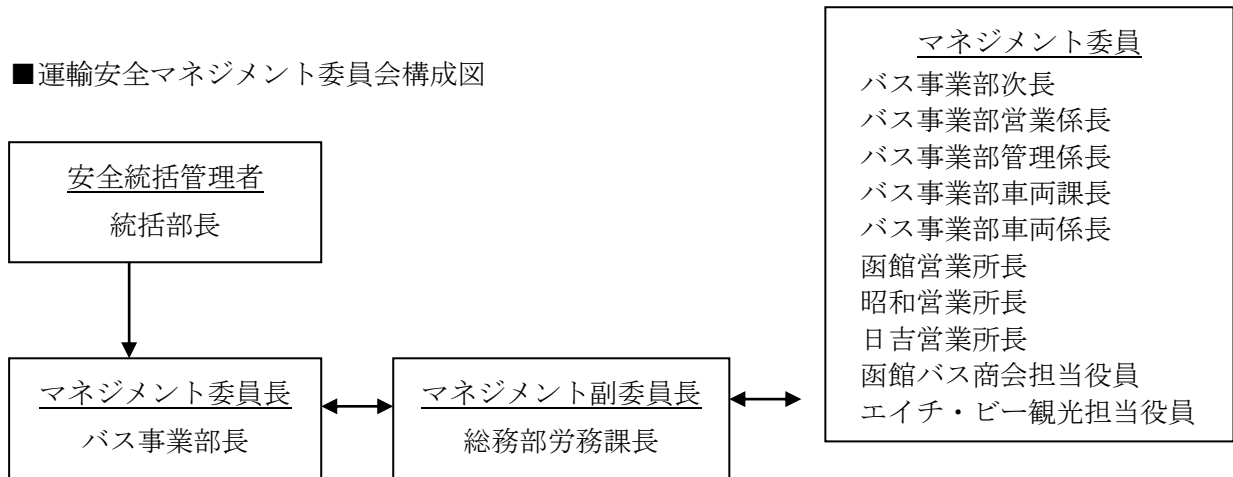
■統括・運行管理者名簿

統括運行 管理者	佐々木 和昭，小林 智昌，長谷 直也，寺澤 清彦，松田 克彦， 藤田 一雄，柴谷 研一，西川 達也
運行管理者	和田 裕司，山田 広喜，安田 修司，菊池 諭，松田 克彦，寺栖 正剛， 柴谷 研一，森山 正悟
整備管理者	山本 恵太，三浦 稔，菅原 真樹，中村 和希，石黒 裕章， 藤田 一雄，堀川 陽介，藤沢 伸明，大関 幸雄

【実施要綱 第六条】

規程 第十条に基づき、安全統括管理者は組織図（別添1）を作成し、運輸安全マネジメント委員会、運輸安全マネジメント監査委員会を設置する。

■運輸安全マネジメント委員会構成図



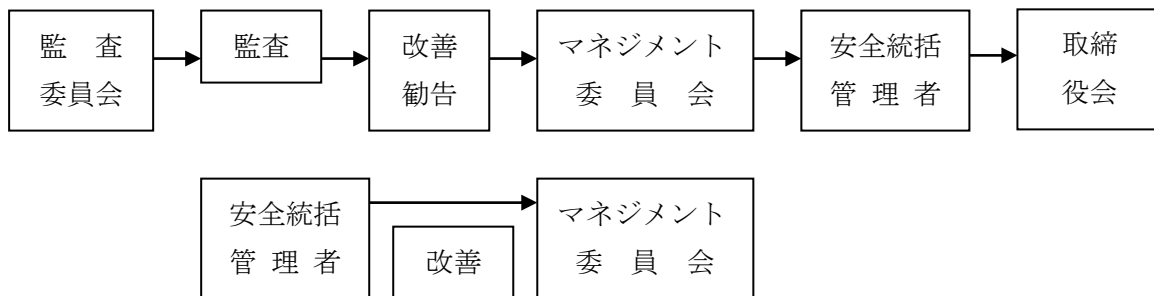
【実施要綱 第七条】

規程 第十一条に基づき、計画ごとに具体的な実施要領（別添2）を作成し、着実な実施、監査、改善を行うものとする。

運輸安全マネジメント委員会が計画ごとに具体的な実施要綱を作成し、一定期間ごとにその活動状況を安全統括管理者に報告する。

運輸安全マネジメント監査委員会は監査ごとの状況を安全統括管理者に報告する。安全統括管理者は、これらの状況を取締役に報告し、必要に応じて運輸安全マネジメント委員会に改善を指示する。

■系統図



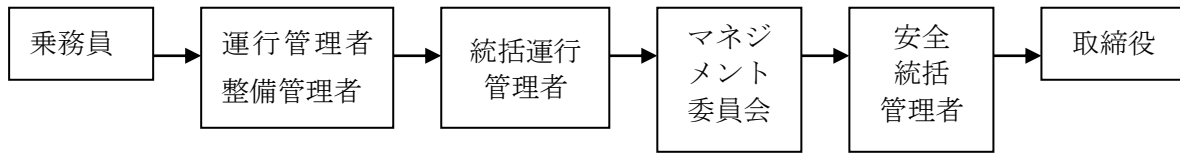
【実施要綱 第八条】

規程 第十二条に基づき、次の活動を行うものとする。

- 一 安全統括管理者と統括運行管理者（所長）との会議を月一回開催する。
- 二 安全統括管理者と運行管理者との会議を年2回開催する。
- 三 安全統括管理者と整備管理者との会議を年2回開催する。

- 四 社長、安全統括管理者と乗務員との会議を年一回開催する。
- 五 統括運行管理者と乗務員との個別面談を年5回開催する。
- 六 日常的な報告と伝達。
- 七 乗務員への伝達は日常点呼、掲示物で行う。

■日常の伝達



【実施要綱 第九条】

規程 第十三条に基づき、事故、災害時の緊急連絡網（別添3）を作成し、必要に応じて事故、災害対策本部（別添4）の設置をする。

自動車事故報告規則に基づく報告は運輸安全マネジメント委員会が行うものとする。

<緊急連絡網別紙>

- ・災害時の対策本部、緊急連絡網
- ・バスジャック対策本部、連絡網
- ・重大事故対策本部、連絡網
- ・緊急連絡網
- ・運輸安全マネジメント組織図

【実施要綱 第十条】

規程 第十四条に基づき、実施要綱第八条の各活動を通じて、人材教育を行うものとする。

乗務員の教育に関する研修資料は運輸安全マネジメント委員会が作成するものとし、講師の要請についても同じとする。

乗務員教育	内 容	具体的実施内容
運転者の心構え	①旅客を安全・確実に輸送する ②事業用自動車の事故が社会に与える影響が大きい ③事業用自動車運転者は他の運転者に与える影響は大きい ④他の運転者の模範となる	計画に於いて全体会議や個別指導時に教育
安全確保の基本	①道路運送法の厳守と交通ルールを理解 ②道路運送法を逸脱した運転方法に起因する事故事例を解説	計画に於いて全体会議や個別指導時に教育
構造上の特性	①車高、死角、内輪差、制動距離を認識させる ②車高、死角、内輪差、制動距離を認識しない事故事例を解説	計画に於いて運転者との話し合いによる認識の一致
旅客の安全確保	①加速装置、制動装置、かじ取装置の急な操作を行い転倒事例を解説 ②シートベルトの着用の徹底 ③旅客が扉に挟まれた事例の解説や安全な位置での停車で乗車・降車	計画に於いて運転者との話し合いによる認識の一致
運転者の適性	①個々の運転者の特性を自覚させる ②運転者のストレス状態に配慮した指導	適性診断受診計画を基に進める

健康管理の重要性	①定期的な健康診断の結果を基に生活習慣の改善	計画に於いて運転者との話し合いによる認識の一致
参加、体験、実践型指導	①運転シミュレーターによる疑似体験での指導 ②小グループによる話し合い ③ビデオ、イラスト教材の活用	警察などの関係機関と協力を頂き進める

#### 【実施要綱 第十一条】

規程 第十五条に基づき、社内に運輸安全マネジメント監査委員会を設置し、年1回以上監査を行うものとする。また、必要に応じて都度監査を行うものとする。

監査内容は都度、安全統括管理者に報告し、安全統括管理者は必要に応じて改善の指示を運輸安全マネジメント委員会に行うものとする。

運輸安全マネジメント監査委員会は取締役の中から監査責任者を選任し、企画室、経理課の各管理者、その他必要と認められた者で構成し、安全統括管理者が指名する。

#### 【実施要綱 第十二条】

規程 第十六条に基づき、安全統括管理者が輸送の安全に関する計画の実施状況や監査報告を常に経営トップに報告し、必要に応じて改善、是正措置、予防措置を講じるものとする。また、重大事故が発生した場合は、更に高度な措置を講じるものとする。必要に応じて、安全統括管理者は取締役会を開催する。

#### 【実施要綱 第十三条】

規程 第十七条に基づき、輸送の安全に関する次の事項について当社のホームページにて毎事業年度経過後、100日以内に公表するものとする。また、国土交通省に改善報告した場合も速やかに公表する。公表は運輸安全マネジメント委員会が行う。

公表内容	ホームページ内表示
基本的な方針	実施要綱にて表示
目標とその達成状況	実施要綱にて表示
事故に関する統計	実施要綱にて表示
組織体制と指揮命令系統	組織図にて表示
重点施策	実施要綱にて表示
計画	実施要綱にて表示
予算時の実績額	実施要綱にて表示
報告連絡体制	実施要綱にて表示
安全統括管理者、安全管理規程	安全管理規程にて表示
教育及び研修の計画	実施要綱にて表示
内部監査結果と改善措置内容	実施要綱にて表示
改善措置内容	実施要綱にて表示

#### 【実施要綱 第十四条】

規程 第一八条に基づき、安全管理規程及び実施要綱は適時適切に見直しを行うものとする。事業運営上の計画、目標、実施、監査、改善などのすべての記録について5年間保存するものとする。記録は運輸安全マネジメント委員会、運輸安全マネジメント監査委員会ごとに保存するものとする。



## 運輸安全マネジメントに関する組織

平成28年 5月 1日現在

## 取締役会

代表取締役社長 森 健二

取締役統括部長 寺田 誠  
(安全統括管理者)

## 関連取締役

函館バス商会(株)  
取締役総務部長 福田 学エイチ・ビー・観光(株)  
代表取締役社長 長谷川 幸輝

## 運輸安全マネジメント委員会

バス事業部長 内澤 博昭  
(委員長)  
労務課長 早川 修二  
(副委員長)  
バス事業部次長 金岩 祐也  
運行統括 坂元 耕平  
営業係長 谷川 志穂可  
管理係長 大川 諒  
労務係長 竹原 利亮  
函館営業所長 佐々木 和昭  
昭和営業所運行係長 小林 智昌  
日吉営業所長 長谷 直也函館バス商会(株)  
取締役総務部長 福田 学  
エイチ・ビー観光(株)  
代表取締役社長 長谷川 幸輝

## 運輸安全マネジメント監査委員会

総務部長 本庄 大輔  
(委員長)  
不動産事業部次長 渡部 浩典  
(副委員長)  
経理課係長 青嶋 隆

## 統括運行管理者

函館営業所長 佐々木 和昭  
昭和営業所運行係長 小林 智昌  
日吉営業所長 長谷 直也  
江差営業所長 寺田 誠  
鹿部出張所長 松田 克彦  
知内出張所長 藤田 一雄  
松前出張所長 柴谷 研一  
北桧山出張所長 西川 達也

## 運行管理者

各営業所・出張所の運行管理者

## 整備管理者

各営業所・出張所の整備管理者

本社及び各営業所・出張所の事務員、工員、乗務員、その他 関係する従業員

## 平成 28 年度安全管理実施計画表

月	実施項目（事故防止）	実施内容
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営陣訓示</li> <li>新入学期の交通安全旬間</li> <li>春の全国交通安全運動（4/6～4/15）</li> <li>事故防止会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全マネジメント概要周知等</li> <li>旗の波街頭啓発</li> <li>①個別指導の実施 ②壁新聞及び垂れ幕の掲示 ③ワッペンの着用による周知</li> <li>①新入学児童の事故防止 ②登山バス再確認 ③飲酒運転撲滅</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両点検整備強化旬間</li> <li>事故防止会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両及びシートベルトを含めた装備機材の点検装備</li> <li>①車内事故防止 ②構内事故防止 ③飲酒運転撲滅</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>シートベルト着用強化月間（6/1～6/30）</li> <li>バス車内事故防止強化月間（7/1～7/31）</li> <li>バスジャック対応訓練</li> <li>車両火災時の対応訓練</li> <li>事故防止会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸切バスの乗客及び乗員に対する着用の徹底</li> <li>バス車内事故防止啓発</li> <li>訓練の実施</li> <li>①オーバーハングの注意 ②ドア挟みによる事故防止 ③飲酒運転撲滅</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>夏の交通安全運動（7/11～7/20）</li> <li>事故防止会議</li> <li>経営陣の巡回及び訓示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①個別指導の実施 ②壁新聞及び垂れ幕の掲示 ③ワッペンの着用による周知</li> <li>①登山道の注意点の確認 ②気の緩みによる注意運転 ③飲酒運転撲滅</li> <li>各営業所（地方含む）へ役員が巡回訓示</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故防止会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光繁忙期の事故防止</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>秋の交通安全運動（9/21～9/30）</li> <li>飲酒運転防止週間</li> <li>事故防止会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①個別指導の実施 ②壁新聞及び垂れ幕の掲示 ③ワッペンの着用による周知</li> <li>道交通安全対策会議の計画に基づき実施</li> <li>①構内事故防止 ②車内転倒事故防止 ③飲酒運転撲滅</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両及び装備部品等総点検（10/1～10/30）</li> <li>事故防止委員会「旗の波作戦」（当社独自運）10/5～10/9</li> <li>事故防止会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>冬期を前に車両及び装備資機材の点検装備</li> <li>小学校付近で「スピードダウン等」の旗で事故防止の啓蒙活動を実施</li> <li>①事故時の対応シミュレーション ②飲酒運転撲滅</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>冬の交通安全運動（11/11～11/20）</li> <li>事故防止会議</li> <li>冬期運転者研修（事故防止会議併催）経営陣の巡回、訓示</li> <li>経営陣の巡回、訓示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①個別指導の実施 ②壁新聞及び垂れ幕の掲示 ③ワッペンの着用による周知</li> <li>①初冬期における事故防止 ②飲酒運転撲滅</li> <li>各営業所（地方含む）へ役員が循環指導</li> <li>各営業所（地方含む）へ役員が巡回訓示</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故防止会議</li> <li>年末年始輸送安全総点検（12/10～1/10）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①チェーン装着実演 ②冬型車両トラブル対処法 ③飲酒運転撲滅</li> <li>道運輸局の通達に基づき実施</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故防止会議</li> <li>スリップ事故防止月間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発車時の安全確認動作の再徹底</li> <li>スリップ事故の防止啓発</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>厳冬期の交通安全運動（2/14～2/23）</li> <li>事故防止会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①個別指導の実施 ②壁新聞及び垂れ幕の掲示 ③ワッペンの着用による周知</li> <li>①ヒヤリハット事例 ②飲酒運転撲滅</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故防止会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①1年間の内容検証と次年度の計画策定</li> </ul>

平成 28 年 4 月 30 日

### 営業所別事故防止目標

営業所	重点目標
函館営業所	周囲状況を把握し、衝突事故の減少
昭和営業所	有責車内事故 25%減
日吉営業所	①有責事故 20%減 ②バス停及び道路標識等への衝突 0 件
鹿部・森出張所	法定速度の厳守
知内出張所	接触事故、特に冬期間での事故を 0 件
松前出張所	周囲の状況に注意し「うっかり」型事故を 0 件
江差営業所	①発車時及び停車時の安全確認の徹底 ②車両周囲の人及び他車への適切な安全判断の徹底 上記 2 点を掲げ有責事故 0 件
北桧山出張所	法定速度厳守と適切な車間距離を徹底し追突事故 0 件